一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会　委員会運営規程

（目的）

第１条 埼玉県老人福祉施設協議会（以下「本会」という）定款第３７条第２項の規定に基づき、委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする

（委員）

第２条　各委員会の委員は、会員の中から理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

ただし、研修委員については第５条第２項に掲げるとおりとする。

（総務委員会）

第３条　総務委員会は、本会の運営、企画、立案及び予算確保に関する事項について、理事会から指定された調査研究を行い、理事会に報告する。

（地域福祉委員会）

第４条 地域福祉委員会は、地域福祉推進に関する事項ついて、理事会から指定された調査研究及び情報交換を行い理事会に報告する。

　また、創作品展を企画・開催する。

（研修委員会）

第５条　研修委員会は、会員と会員施設職員の資質向上のための研修会を実施する。

２　研修委員には、各施設長から推薦のあった次の職種の者の中から会長が委嘱する。

(1) 事務職員

(2) 生活相談員

(3) 介護職員

(4) 看護師

(5) 栄養士・調理員

(6) 介護支援専門員

（委員長及び副委員長）

第６条　各委員会に委員長、副委員長を置く。

２　委員長、副委員長は委員の互選により選出する。

３　委員長は委員会を総理し、副委員長はこれを補佐する。

４　各委員長は、適時、各委員会の活動状況を理事会に報告する。

（委員会の招集）

第７条　委員会は、各委員長が招集する。

２　理事会から要請があった時、また３分の１以上の委員から委員会開催の要求があった時は、委員長は委員会を招集しなければならない。

３　委員会の議長には、委員長があたる。

（経費）

第８条　各委員会に必要な経費は、本会が負担する。

（事務処理）

第９条　各委員会の事務は、本会事務局において処理する。

（規程の改廃）

第１０条　この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附　則

この規程は、平成２９年４月３日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。